

第三者評価結果

事業所名：たまプラーザぼんた保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画には、児童福祉法に基づいた法人作成の保育理念や保育方針と、園の職員が独自に作成した保育目標が掲げられています。乳児、1歳児、2歳児に分けて養護と教育が一体的となって展開されることに留意しています。ねらい及び内容、配慮事項は乳児は3つの視点、満1歳～3歳未満は5つの領域で区分され、園児が環境に関わって経験する事項が作成されています。それらは留意事項として個々の保護者の就労時間や子どもの保育時間が考慮されています。年1回、自己評価と保護者等の評価を実施し、全体計画等に反映しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント> 室内の温度、湿度、換気は年間を通して調整されています。安全点検表に玩具チェック項目があり、破損や汚れを確認しています。いつでも子どもが遊びたいものを取り出せるように子どもの視点で配置に工夫がされています。使用済みの玩具や子どもが触れた箇所は随時消毒するよう努めています。朝は次亜塩素酸を使って消毒を実施し、室内の清掃も行き届いています。地震で物が落ちないように落下防止の対応がされています。乳児～3歳児が同じ空間で過ごしており、スペースが限られている為、一人ひとりがくつろいだり落ち着ける場所は十分ではありません。トイレ奥に子どもが一人で行かれないような対策がされておらずヒヤリハットとなったことがありました。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント> 一人ひとりの発達や年齢に応じた伝え方をするように心がけています。子どもの気持ちを尊重し、自分でやりたいと思ったときはやらせるようにし、職員は見守っています。子どもが自分でできることに自信を持ち「やりたい」と言える環境を作り、待てる保育を行っています。開設してから5年間、一度も噛みつき事故がないことが園の誇りです。職員は赤ちゃん言葉を使用せずに一人の人として接していますが、場面によっては赤ちゃん言葉を使用してしまうことがあります。せかず言葉や制止する言葉は使用しないように努めています。場面によっては急かす言葉を用いてしまうこともあります。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント> 0、1、2歳児特有の自ら物事に取り組んだり、達成したいという気持ちを尊重し保育を行っています。常に子どものサポートにあたり、基本的な生活習慣を身につける環境の整備や援助を行っています。完全にオムツが取れていない子どものお昼寝の際に、「パンツで寝たい」と子どもからの希望があった時は、子どもの主体性を尊重し保護者へ報告しています。保護者負担も考慮し、保護者と子どもで話し合って決めてもらい、その結果をトイレのボードに記載し、職員間で周知しています。子ども一人ひとりの主体性を尊重していますが、集団生活の場において、1日の流れの食事・散歩・午睡など基本的な生活時間においてはある程度、他の子どもに合わせなければならない場面も生じています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 子どもたちの成長や発達段階に応じて玩具の入れ替えを行い、自主的に遊べる環境を整備しています。園庭はありませんが、午前・午後1回ずつ近隣の公園へお散歩に出かけています。お散歩では安全に留意し、交通ルールや手つなぎの大切さを学び体力を身につけます。葉っぱ拾いや虫の抜け殻拾いなどから自然と触れ合い、四季を感じています。公園に到着後すぐに遊ぶのではなく、職員が砂場や遊具の安全を確認し、その後1番先にどこで遊びたいかを3～4コーナーに分けて子ども一人ひとりの自発性を尊重して決めています。制作等においても、作る物の意味を理解して取り組み、壁面制作の展示につなげています。最高学年になったらソーラン節を運動会で踊り、担当の言葉を使うとの目標を持ち達成感を得ています。それを見た次世代はこれを目標にするとの引継ぎが自然に出来ています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 周りで1、2歳児が動きのある行動をする中で、0歳児には特定の保育士との信頼関係が築けるようマンツーマンで援助できる職員配置を整えています。表情に気を配り応答的な言葉かけを行い、情緒の安定を図っています。朝寝を毎日の生活習慣の中に取り入れ、集団活動や食事がスムーズにできるよう配慮しています。ハイハイ、立つ、歩くなど一人ひとりの発育過程に応じて十分に体を動かすことができます。身近な生活用具、玩具や絵本が用意された環境の中で興味と関心を持ち、つまむ、たたく、引っ張る等、手や指を使って遊ぶ工夫がされています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子ども一人ひとりの運動量に合わせながら、全員がやりたいことをできるように配慮しています。公園遊びでは職員が砂場に猫の糞や危険なものはないか、遊具が破損していないか、危険な物は落ちていないか等の安全確認を行っています。確認している間に、子どもたちは公園での「お約束」を聞き、手遊びしながら待つことで、気持ちを落ち着かせるようにしています。雨の日は部屋に3つの遊ぶコーナーを作り、一回目に全部体験させ、その後は各園児に好きなコーナーを選んでもらっています。コロナ禍で異年齢や保育士以外の大人とのかかわりは少なくなっていますが、避難訓練では警察官や消防士の方々と交流ができています。保護者とは主に連絡帳や口頭で連携が図られています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	c
<p><コメント> 0~2歳児施設のため取組はありません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 0、1、2歳児は障害があるかどうかの見極めは困難です。他児に比べて配慮が必要と感じられた場合は集団に入らずに一つのコーナーを設けて対応しています。他児よりこだわりが強いなど特別な配慮が必要と判断した場合はその園児の好きなものをマークにしたり、近くに置いたりすることで気持ちの安定を図っています。また個別指導計画を作成し、保育指導計画と関連付け、3ヶ月ごとに記録をまとめています。保護者や専門機関から申し出のあった際に提出できるようにしています。障害のある子どもについて園内研修を行っていますが、全職員での実施には至っていません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 毎日長時間保育の対象となる園児には、子どもの保護者と相談し、その中で祖父母が週1~2日程いつもより早くお迎えに来ていただけるように無理のない協力をお願いしています。お迎えが遅く一人で残ってしまう子どもには、好きな玩具や絵本で遊び、年齢の高い子どもには役割を与えて自信を持ちさみしさの無いように配慮しています。年齢に応じた食事を提供し、0歳児が長時間保育の対象となる場合は帰宅時間に配慮しミルクの時間をずらしています。毎朝子どもの体温・体調・機嫌等を紙面と口頭で申し送りを行い、活動中、園児に変化や怪我があった場合は申し送りノートを活用し、全員周知を心がけています。しかし伝え忘れや周知しきれていないこともあります。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	c
<p><コメント> 0~2歳児施設のため取組はありません。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	b
<p><コメント> 予防接種一覧表、身体計測記録帳や年間保険計画で子どもの健康に関わる情報を職員間で周知・共有しています。日々の生活では怪我報告書・申し送りノートが活用され、職員に周知し保護者へ報告しています。保護者は連絡帳に毎回子どもの様子・体調を記載したり、送迎時に職員へ口頭で報告しています。重要事項説明書に年2回の健康診断と歯科健診が記載されており、乾布摩擦を園のホームページなどで発信するなどの取組を伝えています。午睡中はSIDS対策のため午睡チェック表を活用しプレスチェックを実施していますが、保護者に対し情報提供はされていません。また、園独自の健康管理マニュアルは作成されていません。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	b
<p><コメント> 年2回実施している健康診断・歯科健診の結果は個別診断結果・歯科健診報告書に記録され、園でまとめられています。健康診断後は保護者に結果報告をしています。また異常や気になる点があった場合は職員へ申し送りや口頭で周知しています。毎月1回実施している身体計測では、体重結果から必要なエネルギーを算出し給食のおかわりに反映しています。しかし身体計測の結果を全職員が周知しているわけではありません。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもへの対応では、全職員が出勤時（業務に入る前）に当日のメニューを確認し、給食時には保育士が対象児とアレルギーメニューを声に出して調理担当とともに確認して、一番先に給食の提供をしています。給食時にはアレルギー疾患のある子どもが他児の食事を誤って食べることがないように、専用机を設け他児と離れて食べています。色分けした食器を使用し、誰でもわかるように区別しています。園には食物アレルギー対応マニュアルがあります。外部研修後、他の職員へ資料を回覧していますが、コロナ禍で研修の機会が減り、必要な知識・情報を得たり技術を習得することが困難となっています。現在、アレルギー疾患や慢性疾患等の対象者はいません。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 入園して初めての昼食は保護者と一緒に食べ、園ではどのような食材、食器、雰囲気かを知ってもらっています。家での食事形態の違いを知り、アレルギー児には給食担当もついて詳しく説明を聞く機会を設けています。行事食と保育を連動し、手遊び歌や制作を行っています。おやつでは子ども自らカップの色を選べるようにして、視覚からも楽しめるよう環境・雰囲気づくりを工夫しています。食材や切り方により、スプーンでは掬いづらいときもあります。子どもが嫌いなものでも一口で食べられるよう細かく刻んだり、嫌いなものがのっている器から提供したりしています。子どもは「おかわり」という言葉が好きで、初めに食事量80%の量を提供し、おかわりで20%提供しています。毎月の身体測定結果をおかわり量に反映させている為、子どもによってはおかわりの量を変えて提供しています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 給食職員は子どものアレルギー、離乳、完食等を把握して量や温かさを保って提供しています。職員は子ども一人ひとりの好き嫌い、食べる速さ、丸のみ、完食状況等を把握して食事を提供しています。毎月の給食会議で子どもの咀嚼状況を確認し、一人ひとり考えた形状にしています。調理員は給食室より、常に子どもが給食を食べている様子を見ることが出来る環境となっています。お腹が緩い子どもに対して牛乳から麦茶に変更した例もあります。調理員は子ども一人ひとりの提供形態を、職員は子ども一人ひとりの好き嫌いや特徴、留意点などを把握し楽しく安全な食事が摂れるよう声かけが行われています。初めの提供を80%とし、子ども全員がおかわりをして自信を持ち100%摂取しているため残食はありません。毎月の身体測定によりカウプ計算を行い、体重が少ない子どもにはお代わりを多めにするなど、子どもに合わせた配慮を行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 職員は保護者へ連絡帳や、送迎時に口頭で情報交換を行なっています。子ども第一主義の保育理念を実践し、子どもの意見を尊重し、午睡中のオムツ・パンツの選択も一例にあるように成長を促進しています。子どもたちの日々の活動の中で些細な出来事を職員が報告し合い、子どもの成長を共有しています。運動会等の保護者も参加する園内行事では給食職員も交え、保護者と職員が話すことができる機会を設けています。特に運動会は園児たちの成長を披露する場であり、保護者と職員が子どもの成長を具体的に共有できる場ともなっています。希望する保護者には保育参観や職員との面談を設けています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもたちの些細なことでも目が届く小規模保育園の特性を生かし、園長が窓口となり常に全体を把握出来るようしています。保護者が安心して子どもを預けられるよう少しでも不安や疑問に思うことがあれば連絡帳や口頭で相談してもらっています。相談や要望にはすぐに対応できるよう心がけています。保護者から相談を受けた職員が回答できる事柄は、その場ですぐに対応する体制が整えられています。相談を受けてその場で対応できなくても、当日中に園長より回答できるような体制ができています。相談があった場合は面談記録として内容を記録しています。利用者調査結果のなかの『相談したり意見を言いやすい雰囲気ですか』との設問では『はい』と回答された方が100%でした。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 子どもについて登園時に視診を行い、子どもに傷や内出血がないか確認しています。特に長期休みから登園した際には、体重の減少や心身の状態を確認しています。また保護者からも聞き取りを行い、虐待の可能性があると職員が感じた際や違和感を感じた場合には、行政へ連絡しています。その際には入園時からの連絡ノートや怪我の個所の写真等も伝えています。虐待防止のガイドブックをそろえて研修を行っていますが、園独自の対応マニュアルはありません。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 園長による職員一人ひとりとの面談が年2回行われており、各職員が保育を行っていく上での悩みや反省を話しています。職員が掲げている目標や課題についての振り返りを行い、職員全体の取組として園で実践すること等を話し合っています。常に、子どもにとって最適な利益になる保育を考え、日々話し合いで確認・評価の場を持ち、お互いに向上しようと取り組んでいます。職員個人の自己評価を行い、全体の自己評価につなげる定期的な取組を行っていますが、書面では表しておらず今後の課題となっています。</p>	